

規制の事前評価書

法令案の名称：学校教育法等の一部を改正する法律案

規制の名称：教科書発行者の発行義務及び文部科学省著作教科書の発行に係る事前審査の拡充

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：文部科学省初等中等教育局教科書課

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 情報通信技術の進展に鑑み、教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図るため、デジタルな形態を含む教科書の発行を可能とする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 現状、学校において使用義務がある教科書の媒体は紙の図書である必要があり、デジタルな形態での発行ができないが、動画やシミュレーション、デジタルならではの表示等により、児童生徒が教科書の内容を理解しやすくしたり、意欲を喚起したりするなど、デジタルの特性を十分に活用した教科書の発行を可能とする必要がある。
- ・ 紙の教科書の発行については、教科書発行者の発行義務を学校に届けるまでとしているが、デジタルな形態を含む教科書の発行については、児童生徒の手元に配布することでは完了せず、児童生徒が使用する一定期間にわたって配信等の供給が行われる必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

(教科書発行者の発行義務)

- ・ 現行制度においては、紙の教科書を児童生徒の手元に配布することにより、児童生徒が学校において必要な期間使用することができるため、教科書発行者の発行義務は教科書を学校に届けるまでとしている。デジタルな形態を含む教科書が発行されるに伴い、供給がストリーミング配信により行われることが見込まれることから、現行制度における紙の教科書と同様に児童生徒が学校において必要な期間使用することができるようにするため、児童生徒が教科書を使用できる必要がある一定期間にわたって供給が継続的に行われることを担保できるよう、教科書発行者に対し、供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省が定める行為が完了するまで発行の責任を負わせることとする。

(文部科学省著作教科書の発行に係る事前審査)

- ・ 現行制度においては、紙の教科書を児童生徒の手元に配布することにより、児童生徒が学校において必要な期間使用することができるため、文部科学省著作教科書の出版権の取得に係る事前審査においては、学校において児童生徒が必要とする時期までに教科書を製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを審査している。デジタルな形態を含む文部科学省著作教科書が発行される場合には、ストリーミング配信による供給を行うことが必要になる可能性が見込まれることから、現行制度における紙の教科書と同様に児童生徒が学校において必要な期間使用することができるようにするため、児童生徒が教科書を使用できる必要がある一定期間にわたって、供給が継続的に行われることを担保できるよう、デジタルな形態を含

む文部科学省著作教科書の出版権を取得するための競争に参加しようとする者について、当該期間を通じて教科書を製造供給するに足りる事業能力及び信用状態を有するかどうかを審査する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- デジタルな形態を含む教科書についても教科書の発行義務を「学校に届けるまで」から変更しない方法として、CD-R等の記録媒体による提供を義務付け、発行方法に規制を設けることを検討したが、教科書の使用者である児童生徒の端末が記録媒体の読み込みに対応している必要があり、デジタルな形態を含む教科書を使用する全国の学校において端末の変更等の更なる負担が発生するため採用しなかった。

<その他非規制手段の検討状況>

□検討した ■検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- 有効な他の非規制手段が存在しないことから、検討しなかった。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（教科書発行者の発行義務）

- デジタルな形態を含む教科書の発行においては供給がストリーミング配信により行われることが見込まれることから、教科書発行者の発行義務を「学校に届けるまで」から「供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省が定める行為が完了するまで」に変更することにより、現行制度における紙の教科書と同様に児童生徒が学校において必要な期間使用することができるよう、児童生徒が教科書を使用できる必要がある期間を通じて教科書発行者に供給を継続させることが可能となる。なお、現時点ではデジタルな形態を含む教科書の発行数が不明であり、定量的な効果を把握することは困難であるが、事後評価までに供給を継続している教科書の割合を把握することとする。

（文部科学省著作教科書の発行に係る事前審査）

- デジタルな形態を含む教科書の発行においてはストリーミング配信による供給を行うことが必要になる可能性が見込まれることから、デジタルな形態を含む文部科学省著作教科書の出版権の取得に係る事前審査の観点を、「児童生徒が必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうか」から「児童生徒が必要とする時期を通じて製造供給するに足りる事業能力及び信用状態を有するかどうか」に変更することにより、現行制度における紙の教科書と同様に児童生徒が学校において必要な期間使用することができるよう、児童生徒が教科書を使用できる必要がある期間を通じて教科書を製造供給するに足りる事業能力及び信用状態を有する者に限定して文部科学省著作教科書の出版権を設定することが可能となる。なお、現時点ではデジタルな形態を含む文部科学省著作教科書の発行数が不明であり、定量的な効果を把握することは困難であるが、事後評価までに供給を継続している教科書の割合を把握することとする。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

(教科書発行者の発行義務)

- 発行義務の具体的な内容を「供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省が定める行為」として下位法令で定めることとされており、これに係る負担は現状では定量化が困難である。ただし、デジタルな形態を含む教科書の場合は紙の教科書の発行に係る印刷・配送コストが存在せず、又は低減することから、影響は限定的と考えられる。なお、教科書の定価については、文部科学大臣が上限を定める仕組みとなっている。
- デジタルな形態を含む文部科学省著作教科書の出版権を取得するための競争に関する事前審査については、申請をする者において、申請に関する書類の作成費用として 336,240 円(※)の遵守費用が発生する。

※平均給与額(年間)÷年間総実労働時間(事業規模5人以上)=申請者の時給

4,576,000 円÷1,633 時間=2,802.204 円≒2,802 円

(平均給与額については、令和4年分民間給与実態統計調査(国税庁)、年間総労働時間については、令和4年度労働統計要覧(厚生労働省))

申請書作成に要する時間を24時間と仮定

2,802 円×24 時間=67,248 円

現在、今後デジタルの形態を含む可能性のある文部科学省著作教科書を発行している者は5者存在するため、申請件数は5件と仮定

67,248 円×5 件=336,240 円

<行政費用>

- 教科書の発行義務に関する行政上の手続きの増加等が想定されないため、費用は発生しない。
- デジタルな形態を含む文部科学省著作教科書の出版権を取得するための競争に関する事前審査については、文部科学省において審査を行う必要があるが、申請に関する書類の確認費用として 137,700 円(※)の行政費用が発生する。

※平均給与月額÷ひと月あたり勤務時間=申請書類の確認等を担当する職員の時給

404,015 円÷176 時間=2,295.539 円≒2,295 円

(平均給与月額については、令和5年国家公務員給与等実態調査(人事院)における行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の平均給与月額、ひと月あたり労働時間については、1日8時間の勤務をひと月当たり22日間(176時間)実施する仮定による推計。)

申請書類の確認等に要する時間を12時間と仮定

2,295 円×12 時間=27,540 円

遵守費用と同様の理由により、申請件数は5件と仮定

27,540 円×5 件=137,700 円

<その他の負担>

- なし

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 教科書発行者の発行義務の期間は発行コストに影響するため、発行義務の期間の長さや、その期間供給するためのコストに見合った教科書価格についてよく検討してほしい。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 中央教育審議会デジタル学習基盤特別委員会デジタル教科書推進ワーキンググループ
(令和6年9月4日～令和7年9月24日の全12回)

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/100/index.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ なし

<上記以外の法令案>

- ・ 本規制には見直し条項が設けられていないことから、本規制に係る規定の施行の日から5年を目途に事後評価を実施することとする。